



事務連絡
平成18年 8月10日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部
事務局長 川渕 恵美子
(公印省略)

貸付保険事故対策の実施に伴う事務取扱いについて

標記のことについて、平成18年4月14日付け公共高第48号にて通知しておりますように、平成18年10月1日以降の貸付より貸付条件の一部が下記のとおり変更になりますので周知してください。

記

<改正の趣旨>

公立学校共済組合は、貸付金の債権保全のため、組合員の皆様の負担を考慮して保証人や担保権の設定は行わず、共済組合が保険料を負担する貸付保険を適用しています。

しかし、近年、多重債務等による自己破産や民事再生を理由とする貸付保険事故の急増により、共済組合が支払う貸付金保険料が年々増加し、貸付事業の運営に支障をきたす状況になっています。

この状況を改善するため、公立学校共済組合は、新たな貸付保険事故対策を検討しており、その一環として平成18年3月29日に貸付規程の一部等が改正され平成18年10月貸付分から実施することになります。

<主な改正点>

1 償還合計額に新たな制限

これまで償還限度額は共済組合の貸付に対し、毎月償還額が給料月額 \times 30%以内、ボーナス償還額は給料月額 \times 60%以内とされていましたが、今回の改正で、これに加えて共済組合の貸付償還額の1年間の合計額(毎月償還及びボーナス償還の合計額)に、民間の金融機関等へ返済する1年間の返済額を加算した額が申込人の給料月額 \times 4.8を乗じて得た額を超える場合は、新たな貸付を行わないこととなります。

【償還限度額の算出】

共済組合からの借入 (各貸付合計)	…	$(\text{毎月償還額}) \times 12$	+	$(\text{ボーナス償還額}) \times 2$	……	①
その他民間金融機関 からの借入	…	1 年間の返済額	……			②
償 還 限 度 額	…	$\text{①} + \text{②} \leq$		$\text{申込人の給料月額} \times 4.8$		

※ 貸付申込みの際に①と②を足した額が、申込人の給料月額の 4.8 倍した額を超える場合は、貸付申込みを受けることができません。

2 借入状況等申告書の提出

前記 1 の制限が設けられたことに伴い、平成 18 年 10 月分の新規貸付申込み（借替えを含む）より「借入状況等申告書」（別紙 1）の提出が必要になります。

3 貸付事故者等の所属所長への通知

下記事項に該当した場合、所属所長に通知することとされました。

- 貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載がある場合は、その事実が判明した時
- 貸付事故（貸倒れ）が発生した場合は、貸付保険事故日
- 貸付規程に違反した場合は、その事実が判明した時

なお、貸付申込み時に「借入状況等申告書」により組合員の同意をいただくことになります。

4 教育貸付けの添付書類について

必要額が確認できる書類が必要になります。

(1) 入学金・授業料の場合

必要額及び納付期限日が確認できる書類

・・・ 納付書の写し、納付の通知書の写し等

(2) その他諸経費の場合

実際に注文や購入したことが確認できる書類

・・・ 契約書（写）、請書（写）、請求書（写）、領収書（写）や見積書（写）及び注文を証明できる書類の写し

詳細につきましては、平成 18 年 4 月 14 日付け公文書にて確認ください。

借入状況等申告書

公立学校共済組合 支部長殿
平成 年 月 日

申 込 人	所属所名			(TEL)
	職 名	フリガナ		
		氏 名		

※必ず本人が署名・押印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位：円)

貸付種別	区 分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
合 計		(A)	(B)

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1回当たりの償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の1回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

<申込人の給料月額>

(D) 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≦	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。